

土地利用基本計画の概要等について

令和5年3月

宮 崎 県

(目次)

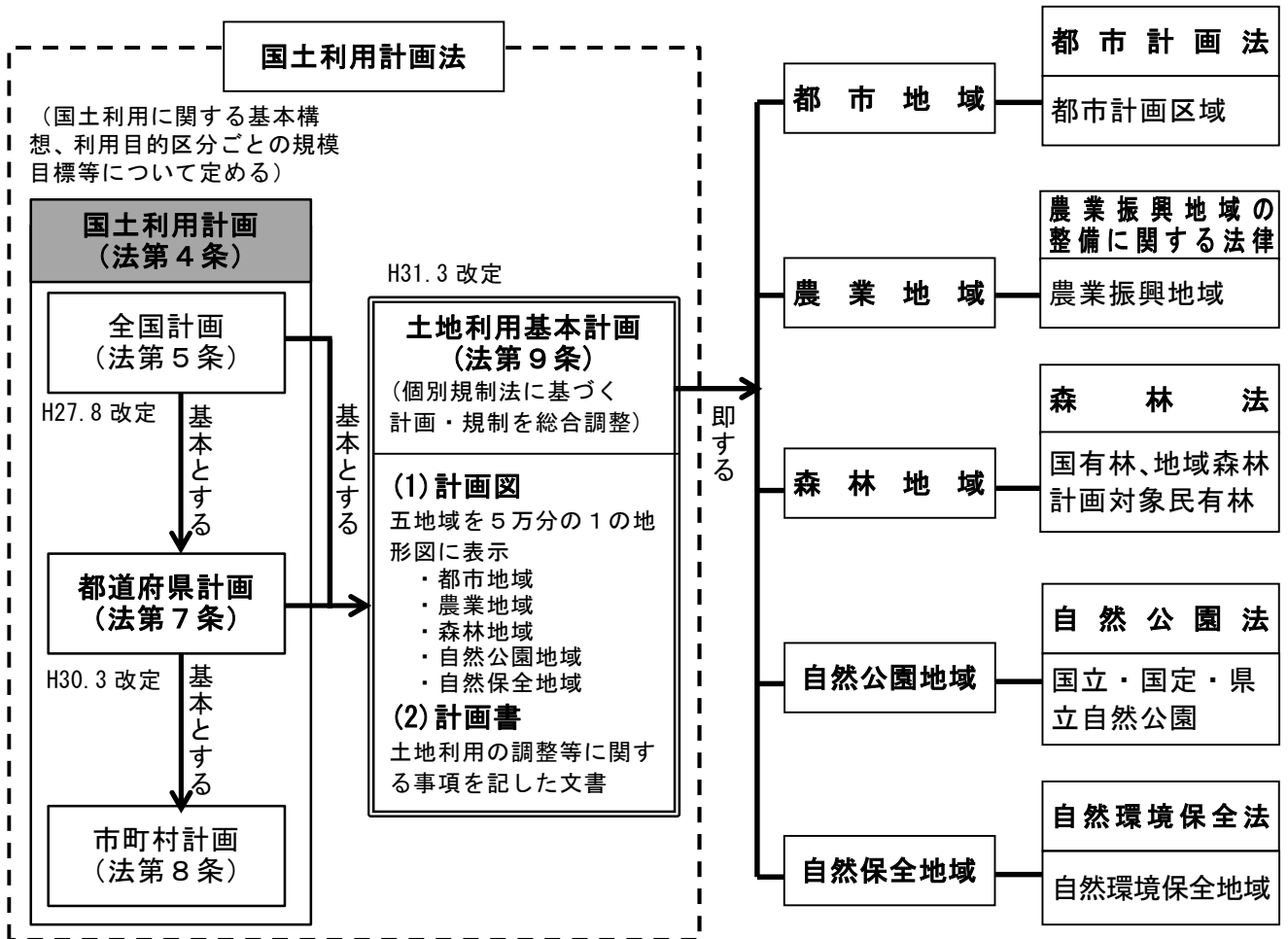
1	宮崎県土地利用基本計画の概要	1 ページ
2	宮崎県国土利用計画審議会について	5 ページ
3	宮崎県国土利用計画審議会条例	7 ページ

1 宮崎県土地利用基本計画の概要

(1) 土地利用基本計画の根拠

土地利用基本計画書は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本に県が定めることとされている。

国土利用計画と土地利用基本計画の関係



(2) 土地利用基本計画の内容

土地利用基本計画は、計画図と計画書からなる。

ア 計画図

縮尺5万分の1の地図に次の5地域の区域を表示したもの。

地域区分	地域別の概要
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）によって都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）によって農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域で、森林法（昭和26年法律第249号）で規定する国有林の区域又は地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成しており、その自然環境の保全を図る必要がある地域で、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）によって原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

※各地域区分は「計画地域」であるため、現実の土地利用と必ずしも一致するものではない。このため、農業地域外の土地を田畑として利用したり、都市地域外の土地を住宅地や工場用地として利用する場合がある。また、五地域区分が重複する地域が存在する。

イ 計画書

次の3つの事項について定めている。

ア 土地利用の基本方向

イ 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

ウ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

(3) 土地利用基本計画の役割

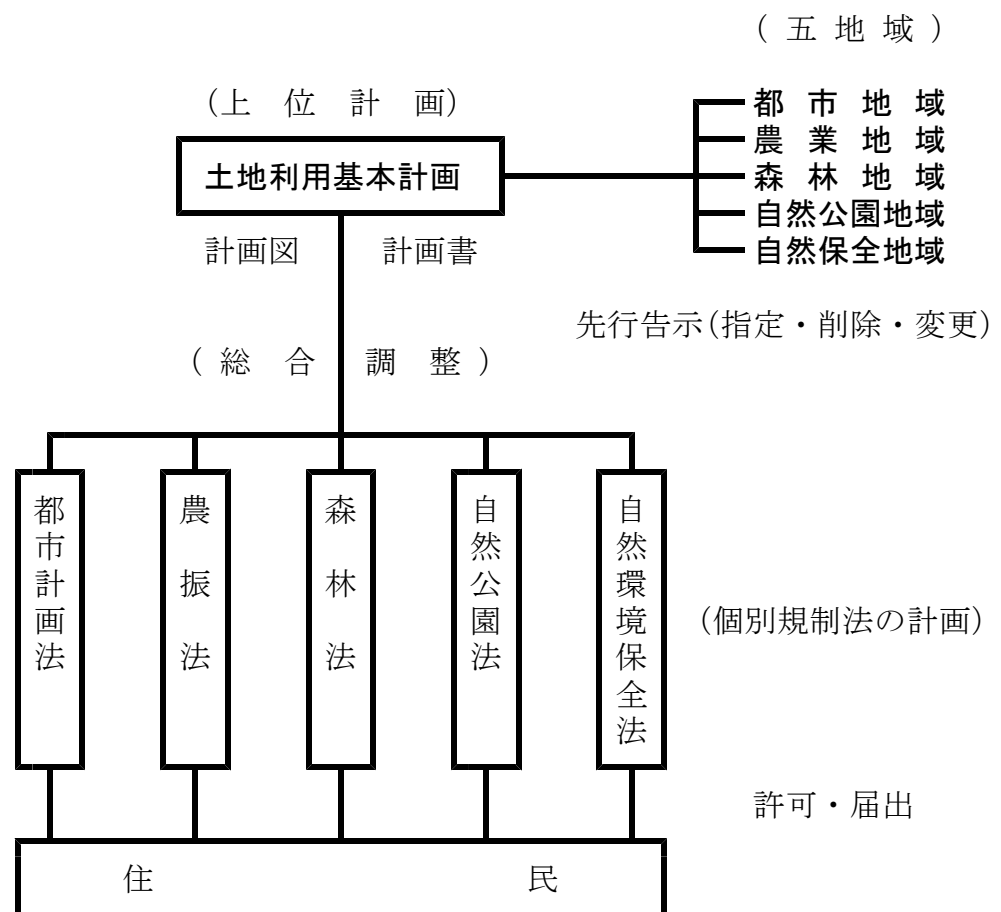
① 行政内部における総合調整機能

「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「自然公園法」、「自然環境保全法」等の個別規制法に基づく各種土地利用計画の上位計画として、総合的な見地から行政内部の総合調整機能を果たす。

※ 個別規制法による地域・区域を変更（新規指定及び廃止を含む。）しようとする場合には、あらかじめ土地利用基本計画図の変更を行うことを原則としており、各個別規制法による地域・区域が、当該地域・区域に対応する土地利用基本計画の地域区分とかい離しないような運用が行われている。

② 土地利用の規制に関する基準

- ・ 土地取引 利用目的の適合性を判断する審査基準として【直接的】
- ・ 開発行為 個別規制法の規制の基準として【間接的】



(4) 土地利用基本計画の変更

土地利用基本計画は、次に掲げる事項に該当する場合、変更を行う。

① 計画図

- ア 土地利用の現況とその動向等を総合的に検討した結果、五地域を変更する必要がある場合
- イ 個別規制法の個別計画の管理上、五地域を変更する必要がある場合

1ヘクタール以上の地域区分の変更を行う場合 等

② 計画書

- ア 国土利用計画（全国計画及び県計画）等の策定・改定等に伴い計画書の内容を変更する必要がある場合

<策定・改定の経緯>

国土利用計画（全国計画）		国土利用計画（県計画）		土地利用基本計画（計画書）	
項目	年月	項目	年月	項目	年月
第一次	S51.5	第一次	S52.7	暫定計画策定	S 50.6
				県計画策定に伴う改定	S 56.5
第二次	S60.12	第二次	S61.7	〃	S 62.3
第三次	H8.2	第三次	H8.10	〃	H10.3
第四次	H20.7	第四次	H20.10	〃	H22.3
第五次	H27.8	第五次	H30.3	〃	H31.3

注) 計画図については、個別規制法による区域と土地利用基本計画の地域区分とがかい離しないため、原則として毎年度毎に変更している。

2 宮崎県国土利用計画審議会について

(1) 設置根拠法令

国土利用計画法第38条、宮崎県国土利用計画審議会条例

知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議

(2) 委員数 定数 25名以内（現在16名）

(3) 任期 3年

（現行委員の任期：令和4年12月24日～令和7年12月23日）

(4) 任務

- ① 宮崎県国土利用計画の策定及び変更（法第7条第3項及び第8項）
- ② 市町村の国土利用計画に対する知事の助言、勧告に関する事（法第8条第6項）
- ③ 土地利用基本計画の策定及び変更（法第9条第10項及び第14項）
- ④ 国土調査法第15条に規定する事項に関する事

○ 国土利用計画法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、**土地利用基本計画の作成**、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（都道府県計画）

第七条 **都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。**

2 **都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。**

3 都道府県は、**都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。**

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（略）

9 第三項から前項までの規定は、**都道府県計画の変更について準用する。**

（土地利用基本計画）

第九条 **都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。**

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

- 4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。
- 5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。
- 6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。
- 7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。
(略)
- 14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

(審議会等)

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○国土利用計画法施行令(抄)

(土地利用基本計画)

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。

3 宮崎県国土利用計画審議会条例（昭和49年10月15日条例第49号）

宮崎県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

宮崎県国土利用計画審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（宮崎県国土利用計画審議会）

第1条の2 前条の合議制の機関は、宮崎県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第42号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。